

『河内長野市 後見支援センター』

ってどんなところ？



後見支援センターとは...

何のためにあるの？

成年後見制度の利用促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、**認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力に不安のある市民が、必要に応じて成年後見制度を適切に利用でき、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を図る**ことを目的としています。



いつからあるの？

令和6年4月に設置され、同月に運営をスタートしました。

どんなことをしているの？

成年後見制度の相談や広報・啓発活動、市民後見人の養成や支援、相談支援機関に対する専門職相談などを実施し、成年後見制度の利用を促進しています。



日常生活自立支援事業・
河内長野市後見支援センターへの相談は

河内長野市社会福祉協議会

〒586-0033 河内長野市喜多町663-1
イズミヤSC河内長野4階内 | TEL.0721-65-0133

成年後見制度や認知症の相談は

河内長野市 東部地域 包括支援センター

〒586-0022 | TEL.0721-52-0180
河内長野市本多町4-3 | FAX.0721-52-0181

千代田小学校区／長野小学校区／川上小学校区

河内長野市 中部地域 包括支援センター

〒586-0034 | TEL.0721-55-3451
河内長野市上田町155-5 | FAX.0721-55-3452

三田市小学校区／南花台小学校区／加賀田小学校区
石仏小学校区／天見小学校区／美加の台小学校

河内長野市 西部地域 包括支援センター

〒586-0094 | TEL.0721-56-6600
河内長野市小山田町1701-1 | FAX.0721-53-8080

楠小学校区／小山田小学校区／天野小学校区／高向小学校区

河内長野市役所地域福祉高齢課

〒586-8501 | TEL.0721-53-1111
河内長野市原町1-1-1

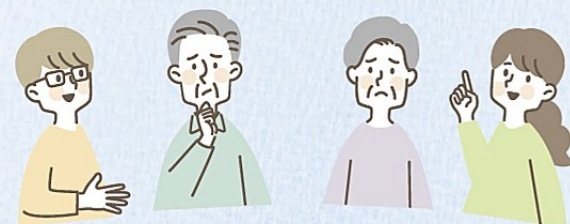
障がいがある方に関する相談は

基幹相談支援センター
ピアセンターかわちながの

〒586-0033 | TEL.0721-70-7002
河内長野市喜多町663-1 | FAX.0721-70-7003
イズミヤSC河内長野4階内

河内長野市役所くらしサポート第2課

〒586-8501 | TEL.0721-53-1111
河内長野市原町1-1-1



河内長野市 後見支援センター

『成年後見制度』を適切に利用でき、
誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続ける
ことができる地域社会の実現を図ります。



リーフレットについてのお問合せ先

河内長野市後見支援センター
(河内長野市社会福祉協議会)

住所 〒586-0033 河内長野市喜多町663-1
イズミヤSC河内長野 4階内

電話 0721-65-0133 FAX:0721-65-0143

営業時間 月曜日～金曜日 9:00～17:30
(祝日・年末年始などを除く)

河内長野市後見支援センターの役割

広報・啓発活動



研修会の開催

成年後見制度をわかりやすく伝えるため、相談窓口の周知・リーフレット作成等の広報活動、研修会等の啓発活動を行います。

市民後見人養成事業

市民後見人に対し、相談対応や書類作成支援、交流会・研修会を開催するなど、市民後見人が安心して活動できる体制を整えています。

※「市民後見人」とは…親族以外の市民による後見人のことです。詳しくは下記URLもしくはQRコードからウェブページをご覧ください。

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
権利擁護推進室あいあいねっと

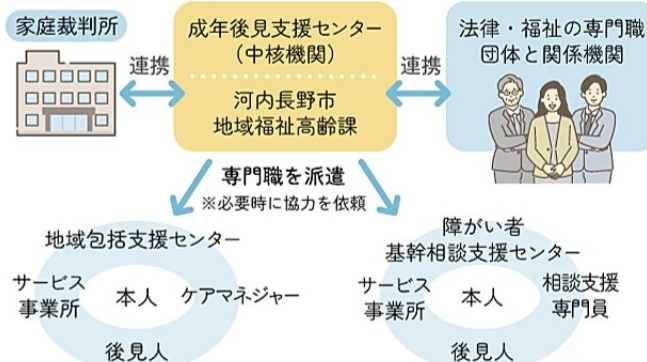


(<https://www.osakafusyakyō.or.jp/koukensien/guardianship/index.html>)

地域連携ネットワークの構築

成年後見制度を必要とする人が、必要な時に適切な支援につながるよう、成年後見制度に対する支援の中核として、「協議会」や「ワーキング会議」を開催し、専門職団体や関係機関と連携を深めています。

チーム支援



相談業務

成年後見制度に関するさまざまな相談に対応しています。制度利用の必要性を判断したり、課題解決が困難な状況を解消するために、相談機関やその他関係機関と連携しています。

後方支援

行政機関、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等の、従来から成年後見制度の相談対応を実施している一次相談機関を対象に、後方支援を行っています。

専門職相談

法律・福祉の専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）による個別の相談会を定期的実施します。（相談無料・事前予約制）詳しくは後見支援センターへご連絡ください。

親族後見人・市民後見人支援

親族後見人や市民後見人からの相談に対応します。家庭裁判所とも連携しながら親族後見人への支援も行います。

後見人等に関する苦情等の対応

身上保護に関する支援への苦情等について、関係機関と連携した対応を行います。必要に応じて家庭裁判所とも連携します。

※後見利用の申し立てができるのは、本人・配偶者・四親等内の親族・市町村長です。
一次相談機関・二次相談機関は権利擁護の相談支援機関のため、申立人になることはできません。

相談フロー

